○内閣府告示第四百三十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　高山市、飛騨市及び下呂市並びに岐阜県大野郡白川村

二　構造改革特別区域の名称　飛騨地域国際観光振興特区

三　構造改革特別区域の範囲　高山市、飛騨市及び下呂市並びに岐阜県大野郡白川村の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）地域限定特例通訳案内士育成等事業（一二二九）

○内閣府告示第四百三十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　京都市認定通訳ガイド特区

二　構造改革特別区域の名称　京都市認定通訳ガイド特区

三　構造改革特別区域の範囲　京都市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）地域限定特例通訳案内士育成等事業（一二二九）

○内閣府告示第四百三十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　阪南市

二　構造改革特別区域の名称　阪南市児童発達支援センター安心安全給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　阪南市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業（九三九）

○内閣府告示第四百三十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　神戸市

二　構造改革特別区域の名称　神戸市人と自然との共生ゾーン特区

三　構造改革特別区域の範囲　神戸市の区域の一部（北区及び西区の市街化調整区域）

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第四百三十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　加東市

二　構造改革特別区域の名称　加東市はぐくみ給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　加東市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業（二〇〇一）

○内閣府告示第四百三十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　鳥取県及び島根県

二　構造改革特別区域の名称　山陰地域限定特例通訳案内士養成特区

三　構造改革特別区域の範囲　鳥取県及び島根県の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）地域限定特例通訳案内士育成等事業（一二二九）

○内閣府告示第四百四十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　庄原市

二　構造改革特別区域の名称　しょうばら　どぶろく特区

三　構造改革特別区域の範囲　庄原市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第四百四十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　高知県

二　構造改革特別区域の名称　土佐町果実酒特区

三　構造改革特別区域の範囲　高知県土佐郡土佐町の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第四百四十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第百六十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十七年十一月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都千代田区

二　構造改革特別区域の名称　キャリア教育推進特区

三　構造改革特別区域の範囲　東京都千代田区の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業（八一一）及び学校設置事業（八一六）

○内閣府告示第四百四十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第五百十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十七年十一月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　岐阜県揖斐郡揖斐川町

二　構造改革特別区域の名称　豊かな心と体を育む給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　岐阜県揖斐郡揖斐川町の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）